全建 労 発 第 3 号 令和 4 年 4 月 1 2 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 奥村 太加典 [ 公 印 省 略 ]

「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき 措置に関する指針の一部を改正する件」の周知について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が 講ずべき措置に関する指針」について、「事業者による労働者の健康確保措置 の実施にあたり、労働者の心身の状態に関する情報」が適切に取り扱われるよ う指針の改定があり、令和4年4月1日より適用される旨、厚生労働省より別 添のとおり周知の依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当:労働部 吉田)